

## 2 個別事業評価調書

団体名：伊根町

事業名		水田利用促進事業			
事業の概要		過疎化に伴い農業は、担い手の高齢化、後継者不足により農地の遊休化や荒廃が進みつつある。また、30年以上にわたる国の転作政策や鳥獣害の拡大が進行速度に拍車をかけている状況にもある。そんな中で国の政策転換により、転作の義務化の意識が低下する中で、水田の有効利用に効果を挙げている「とも補償制度」が廃止され、水田作付けによる管理が放棄される懸念があった。そのような状況をくい止め、将来にわたり水田が水田として利用可能な状態で管理ができる様、水稲以外の作付けに8,000円/反、水田にすぐに復帰できる調整水田に6,000円/反を助成し、水田の保全を図る。			
	事業期間	平成 18年度			
	総事業費	627	本年度事業費	627	交付金交付額
事業評価	事業の必要性	国の米政策が 180度転換され、米を作らない水田への管理についての責任感が低下している状況の中で、不作付農地化、荒廃化が加速されつつある。それらをくい止め、優良な農地を後世に残し、食料の生産基盤を維持する必要がある。			
	事業の有効性	水田は、食糧生産の基盤であり 一度荒廃した農地は、復田するのに長い期間と多額の費用を要する。また、水田が持つ治水効果、涵養効果など多面的な機能の維持は、防災、生態系の維持に計り知れない効果をもたらす。			
	事業の効率性	国の行う水田農業構造改革対策(産地づくり対策)による水田を利用した産地化の推進と、本事業による産地づくり対策対象作物以外の水田の利用促進により、より広い農地に助成支援が行え水田の機能維持が効果的に行える。			
	具体的な成果	1 府と市町村等との連携に資する成果			
		2 住民の自治意識を高める成果	平成 14年度から15年度にかけて自己保全管理(不作付けによる管理)が大幅に増加(18.2ha→27.3ha)し、荒廃が懸念されたが、平成 16年度は、27.2ha、平成 17年度は、28.1ha、平成 18年度は、28.3haと不作付け農地拡大に歯止めがかけられた。		
		3 リーディングモデル成果			
4 広域的波及成果					
	5 行財政改革に資する成果				
	6 その他の成果				

(記載要領)

- 1 事業ごとに本様式を作成すること。
- 2 「具体的な成果」欄については、できる限り客観的な数値を掲げて具体的に記載すること。